

## 青森地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会(第7回)議事概要

1 日時 平成18年11月15日(水)午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(括弧書きは、「地」は地裁委員,「家」は家裁委員,「地家」は地裁委員兼家裁委員を示す。敬称省略)

安藤清美(家),石岡隆司(地),中田鶴子(地),沼田徹(家),小泉敏彦(地家),  
三輪和雄(地家),齊木教朗(地),香川徹也(家)

(2) 説明者

地裁刑事部裁判官

(3) 事務担当者

(地裁) 民事首席書記官,刑事首席書記官,事務局長,事務局次長,檢察審査会  
事務局長

(家裁) 事務局次長,総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 意見交換テーマ

ア 裁判員制度について

イ 労働審判制度について

(4) 意見交換内容(◎委員長,○委員,□説明者,△事務担当者)

◎ 今回のテーマは「裁判員制度について(裁判員参加のための環境整備)」と「労働審判制度について」である。はじめに,裁判員制度について,どのような環境整備をすれば,国民が裁判員として刑事裁判に参加しやすくなるのかを中心に意見を伺いたい。

これまでの当裁判所における裁判員模擬裁判に対する取組状況であるが、前回の本委員会開催後、9月4日、6日、8日の3日間にわたって、第5回模擬裁判が行われた。そこでまず最初に、これまですべての模擬裁判に裁判官役として参加している刑事部裁判官から、これまでと比べ、どのような点を工夫したのか、特徴的なことは何かなどの点について説明する。

- 第5回裁判員模擬裁判においては、裁判官役は当庁の刑事部裁判官3人が行い、裁判員役は自営業、金融関係、学生の方々にこれまで法律とは全く縁のない方々にお願いをした。今回の模擬裁判の期日を設けるに当たった特徴は、1日おきに月、水、金曜日の3日間で審理をしたことである。これによって、裁判官としては、期日間に証言をまとめたり、次の期日に必要な書面を作成するなどの準備ができ、前回までと比べて時間的余裕を持つことができたが、裁判員役の方からは、期日間に通常の仕事をするため、気持ちや頭の切り替えがうまくできなかったとの声も聞かれた。

その他、本模擬裁判における特徴は、以下のとおりである。

- 1 模擬裁判の事案が複雑で争点が多かったことから、審理2日目から評議に入り、評議時間を6、7時間設けた。
- 2 裁判員役の方に、事案をより理解しやすく、分かりやすいようにするため、証人等の供述をまとめた書面の取調べをその証人尋問の前に集中して行ったり、争点ごとに被告人質問や証人尋問を連続して行ったり、という工夫をした。また、休憩時間においては、裁判員役の緊張感をほぐしたり、裁判員の人となりを知ることにより重点を置き、裁判員との一体感をもてるように配慮した。
- 3 裁判員役に対して、争点に関する事前説明等を特に行わず、すべての審理が終了した後に争点を説明したが、この点については、裁判員役の一部からもっと細かく説明をして欲しいとの意見も出された。

今後、どのような審理の方法が裁判員にとって理解しやすく、分かりやすいのかを継続して検討していくこととしたい。

- ◎ 次に、これまで裁判員模擬裁判で検察官役を2回経験している委員から苦労した点や工夫した点などについて意見を伺いたい。
- 今回の模擬裁判で工夫した点は、5月に行われた模擬裁判では、裁判員の方から、冒頭陳述や証拠の内容が分かりにくいとの指摘を受けたことから、冒頭陳述ではプレゼンテーションソフトを使用したほか、証拠関係についても診断書、実況見分調書の図面や写真を取り込むなど映像や図面を使用しながら説明した。また、証拠内容の説明を告知するだけでは裁判員に分かりにくいいため、一覧表の形式に書面化して配布した。供述調書と証言の一体化を目指し、証人尋問が機能するために尋問内容を基本的には15分を超えないように圧縮することとし、争いのない部分は誘導尋問を多用し、また、供述調書が証拠として採用されていることから、その該当部分を分かりやすく指摘した。さらには、争点の一覧表を作成し、問題点を赤字で示し、その赤字の部分に関する証拠を立証した後に黒字にするなどの工夫をしたが、これらの事前準備は大変であった。今回の模擬裁判では、裁判員役の分かりやすいということで評判が良かったが、図面や映像を多用することで裁判員の記憶に残るかどうかについての問題意識を持っている。このほか、大阪では、一枚の模造紙に事件の概要を書き出し、審理中に張り出していたが、この方法は好評であった。
- ◎ 弁護人役となった委員が工夫した点などについて、意見を伺いたい。
- 第2回裁判員模擬裁判に弁護人役として参加したが、その際にパワーポイントを活用するため事前準備に多くの時間を要したが、効果的であったかどうか疑問が残る。裁判員裁判に関する事前準備をどこまでやればよいのか、はっきりしたイメージができていないのが現状である。
- 争いのない事案であれば書面1枚程度でも足りるのではないかと思う。
- 全部を聞いて判断することもあるが、一枚物があれば、どこが問題点かはっきり分かると思う。反対の立場からも同じような資料を出して比較しやすいようにしたらどうか。事前に裁判官が話したことが先入観として残るのではないか。とにかく時

間をかけてやった方がいい。細切れにされるとついていけない。

- 裁判員裁判でパワーポイントを使用したとしても、あまり裁判員の記憶には残らない気がするが、写真を活用することは効果的であるのかもしれない。
- ◎ 裁判員が参加した審理では、どのような工夫をすれば充実した評議等ができ、また、裁判員裁判をうまく運営できるのかという問題意識を持っている。裁判員制度が導入された場合の環境整備と併せて、裁判員に選ばれた場合、裁判員裁判に積極的に関わっていくための制度設計や訴訟指揮・運営について、どのような工夫をする必要があるのか。についても意見を伺いたい。
- 細部にわたって検討しなければならないことは多くあると思うが、審理期間や評議が複数日にわたる場合、連日、1日おき、あるいは隔週にわたる場合等、どちらが裁判員として参加しやすいのかを検討する必要がある。個人的には、1日おきなど集中して審理した方がよいと考える。
- ◎ 争点が少ない事件の場合には、審理に3日間程度を要することを前提に考えるとどうなるか。
- 立証する立場では、事前準備等があるので1日おきの方がよい。
- 他の仕事もしている現状では連続的に開廷することは厳しいので、期日の間を空けてもらった方がよいが、期日の間を空けすぎることはよくないと思う。
- 1日おきの方が事前準備ができる。3日間連続で期日を設けた場合には疲れてしまう。
- 裁判員に決まれば、仕事の都合で休むことはできないし、期日がばらばらである場合には休暇を取得しにくいと思われるので、1日おきに集中して期日を設けた方がよい。漁業関係者の場合には、1日の期日のために3か月間休むとなれば大変だと思うが、月水金に期日が設けられたとしても、急に水曜日に審理に参加しないということは可能なのか。
- ◎ そのような場合を想定して補充裁判員を決めることになると思うが、他に工夫は考えられないか。

- 仕事が忙しい人の場合には、審理期間が1日でも参加できないことになる。
- 自分の仕事を考えた場合には、週3日間、1日おきに期日を設けた方がよい。
- ◎ 裁判員の都合を聞いた上で審理の期日を決めるのではなく、決められた審理の期日を一定期間以上前に裁判員候補者にお知らせする運用となると思われるが、それでも多くの人に出頭してもらわなければいけないということが前提となる。
- 法律作成時の議論では、連日「的」に開廷するというこの意味は、10日間や20日間の審理を毎日行うことは裁判員にとって大変な負担なので、例えば、週3日間連続して審理して、仮に3週間とかそれ以上行う場合でも連日「的」開廷としようというものであって、1日おきに審理することを想定してはいなかったようである。地域フォーラムのアンケート結果によると、最大何日間、連続して裁判に参加することが可能であるかとの問いに、3日以内、また、審理期間が5日以上である場合には複数週にわたって開催してほしいとの回答が多かった。会社員が裁判員に選任された場合、会社に対して選任されたことを言う必要があるのか、また、期日の間を空けた場合には、会社で事件の内容を聞かれたり、様々な情報が入ってきたりすることがあるのでどのように対応したらよいのかが難しい。
- ◎ 審理の進め方であるが、休憩時間の持ち方についてはいかがか。
- 休憩時間は、適宜取ることになると思われるが、休憩時間には事件に関する話をしなかった。
- 休憩時間を細かく取ると事件の内容が分かりづらいことから、まとめて取った方がよいと思う。
- 休憩によって、間が空くのはよくない。
- 2回目の裁判員模擬裁判では、休憩時間をそれほど取らなかったことから、集中力が長続きせずに疲れたが、まとめて審理をするから集中できることもある。休憩時間は、当初、裁判員同士あまり話をしてはいけないのかと思ったが、「評議」というビデオを見て、休憩時間には、ある程度事件の内容についても分かりやすく話してもらったり、リラックスしていいんだということが分かった。

- 裁判員をお互いに番号で呼んでいたが、裁判員同士がもっと気軽に話し合うためにもある程度差し支えのない範囲内で個人情報があった方がいいと思う。
- 裁判員がお互いにどういう人なのか、分かっている方がよいと思うので、ある程度の情報は共有させるべきではないか。
- 裁判員同士が何者なのか分からない場合にはあまり話しかけることができないと思う。
- 裁判員同士の自己紹介もあった方がいいのではないか。
- ◎ 裁判所では、これまでも様々な広報行事を行ってきたが、今年は、6月には弘前で、10月には八戸でそれぞれ地域フォーラムを開催している。地域フォーラムの開催結果について報告することとする。  
(家裁総務課長から「裁判員制度地域フォーラムin弘前」及び「裁判員制度地域フォーラムin八戸」の開催結果報告書に基づいて報告した。)
- ◎ このフォーラムの中では、裁判員制度そのものに反対をするという意見は出ていないのか。
- △ そういう意見は出ていない。
- ◎ 続いてこれまでの裁判所の広報活動状況に関する報告と国民が広く裁判員制度に参加しやすい環境整備等について、今後、どのように広報活動等を進めていくのかを報告されたい。
- △ 裁判員制度の広報活動について、これまでの全国的な取組状況及び庁独自の取組状況を説明した。さらにこれからの取組の方向性を説明した上で、特に国民が裁判員として参加しやすい環境整備について、今後、どのような取組を行おうとしているかについて具体的に説明した。
- ◎ 青森県の地域特性について報告する。
- △ 机上に配布した資料をもとに、(1)青森県における裁判員制度導入に向けた統計情報からみた特性概要、(2)人口構成からみた特性、(3)産業別従業者数から見た構成、(4)従業者規模別事業所数構成比、(5)登庁時間(裁判所まで

の所要時間)等の問題について報告した。

特徴的なことは、(1)県内の高齢化が進み、辞退する方が多く、裁判員に選任される確率が高い。(2)職種としてブルーカラーが多く、規模の小さな事業所が多い。(3)県内から裁判所に出頭する時間がかかる地域が多い、ということである。

- ◎ これらの青森県の環境特性を踏まえて参加しやすい環境を作るための工夫等の意見を伺いたい。
- 高齢者の方でも裁判員をやりたいという意欲はあるが、耳が遠く、しゃべれない方々がいる。その人たちに対して、どのような手当をするのか。障害や審理に時間がかかることを理由に選任できないということがあってはならない。
- 高齢者の方々は、若い人よりも裁判員を引き受けてくれるかもしれない。
- 審理に時間がかかる人に対して、裁判所がどの程度の対応をしてくれるのか、という疑問を持っている方が多いことから、それに応じた予算も考えなければいけない。
- 最近のデータを見ると、零細企業の場合には、従業員が休暇を取ったら会社の経営をどうしてくれるのかという経営者もいる。企業から裁判員としての不出頭の圧力がかかるかもしれないし、若い人は断り、高齢者が引き受けることが多くなるかもしれない。
- ◎ 裁判員として高齢者が多くなることを予想して、その対策も考えていくことが必要で、環境整備の一環として企業に対する休暇制度の創設をお願いし、しかも有給休暇の扱いとし、その旨を就業規則に入れてほしいと考えている。有給休暇として創設することは、企業としてもなかなか難しいかもしれないが、これらについて意見を伺いたい。
- 休暇を取るとなるとボーナスの査定等に響くことがあるので、裁判員の職務は公務であるから、ボーナスを満額支給しなさいという規定があればいいし、また、裁判員を派遣した企業には補助金を出す等の手当てをしなければならないのかもしれない。

- ◎ 法律上では、裁判員になることによって不利益を受けないようになっているが、小規模の企業等にどのように理解を求めればよいのか、裁判員に対する日当がそれ程高額ではないということを踏まえて、農業従事者や零細企業従業員等に対して、裁判員制度を理解してもらうためにはどのような手当をしていく必要があるのかについて、意見を伺いたい。
- 裁判員として休暇を取ることによって、不利益を受けるのは問題であり、そのような場合には、処罰されますということを規定するしか方法がないのではないか。裁判員を派遣したからといって経営者側に手当を出すことは難しいと思われる。
- 法律で規定するしか方法がないのではないか。
- ◎ 裁判員制度については、まだまだ問題点が多く残されている。みなさんからいろいろな意見をいただいたが、これらを分析し、具体的な各論についてさらに意見を伺えるように検討していきたい。

次に、民事の関係で今年4月にスタートした労働審判制度のテーマに入りたい。まず、その実情を紹介する。

- 平成18年4月にスタートした労働審判制度は、青森地裁の支部では取り扱わず、本庁だけが取り扱う事件である。主に個別紛争であり、労働者個人と経営者との間での賃金・解雇等の紛争を扱う。この制度は、裁判官と労働関係に関する専門的な知識を有する労働審判員2人で組織された労働審判委員会が、個別労働紛争を、3回(4か月程度)以内の期日で審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた柔軟な解決を図るための判断(労働審判)を行うという新しい紛争解決制度である。審判は、委員の過半数で決まる。当庁では、できるだけ1回で解決しようという方針で取り組んでいる。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行する。この労働審判は、解雇が無効であれば職場への復帰は可能であるが、職場復帰せずに金銭的に解決する内容の審判をすることができるという柔軟性のある制度である。現在までに3件係属したがいずれも調停が成立して解決している。

- 申立側からすると仮処分までの細かい事実認定が必要な事件は少なく、大筋で和解しようという気持ちがあれば利用できると思う。この審判制度になじむケースが少ないように思われる。
  - 申立ての費用はどれくらいか。
  - 民事調停事件と同じで、労働審判を求める事項の価額によって費用が違うが、通常の民事訴訟の場合の半額となっている。
- (5) 次回期日  
平成19年5月30日午後1時30分から午後3時30分まで
- (6) 閉会